「職域サポートローン」商品概要

（保証会社　一般社団法人しんきん保証基金）

令和７年１月６日現在

項　目	内　容
名　　称	職域サポートローン
対象顧客	次のすべての条件を満たす方 ・申込時の年齢が満 20 歳以上である方 ・安定継続した収入がある方 ・当金庫と職域サポート契約を締結した事業所にお勤めの方。 （パート・アルバイト等の非正規社員でも取扱いは可能です。） ・日本国籍を有する方または永住者もしくは特別永住者で、行為能力のある方 ・意思無能力者に該当しない方 ・反社会的勢力に該当しない方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方 ・その他当金庫所定の融資基準を満たしている方 ・今回申込金額および他信用金庫の利用を含めた一般社団法人しんきん保証基金保証付消費者ローン（フリーローンを含む。）の保証引受合計額が 3,000 万円以内の方 ※職域サポート契約は、当金庫と事業所が合意の上で従業員等の福利厚生や取引深耕を目的として、当該事業所の従業員等に対して各種ローンの金利優遇等を行う制度になります。
資金使途	①申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む。）、子、孫、兄弟）が必要とする次の資金 ａ．自動車関連資金（オートバイ、自転車を含む。） 購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ｂ．教育関連資金 ・就学する学校等への納付金（最長１年分） ・就学にかかる付帯費用（最長１年分、100 万円以内） ※申込日時点で支払日から３か月以内のものに限り支払済資金も取扱い可能です。 ｃ．住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も取扱い可能です。

	（ただし、上記と合わせた申込みで 100 万円以内） ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から 3 か月以内のものに限り支払済資金も取扱い可能です。 ②申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を使途として、当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む。） ※当金庫の基金保証付ローンについては、職域サポートローン、カーライフプラン、教育プラン、リフォームプラン（いずれもプライムを含む。）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む。）に限ります。 ※個人間売買や、支払先が申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む。）、子が営む法人･自営業はご利用いただけません。 ※購入先等に振込みとなります。（支払済資金は除く。） （振込み手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。） 教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金は支払済資金も一定の条件を満たすことで取扱い可能です。
融資形式	証書貸付
融資金額	1,000 万円以内（1 万円単位）
融資期間	3 か月以上 15 年以内
融資利率	年1.725％（変動金利／保証料込み） ※金利は毎年4月1日および10月1日現在の「しょうわ基準金利」を基準として、年2回見直しを行います。
担保・保証人	不要（一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきます。）
返済方法	毎月元金均等または毎月元利均等割賦返済（元金返済据置期間は 6 か月以内） ※ご融資金額の 50%以内につき 6 か月ごとの増額(ボーナス)返済併用も可能です。
必要書類	① 本人確認資料 ・運転免許証（表裏） （運転免許証を取得していない場合は、個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証、顔写真付き住民基本台帳カード（表裏）、運転経歴証明書（表裏）） ※申込人が日本国籍以外の場合は、上記本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかの書類で確認させていただきます。 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・住民票抄本（在留資格の記載があるもの）

	② 所得を証明するもの （保証金額 100 万円以下の案件は不要） ・市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その２（所得金額用）等） ・確定申告書の控（税務署・市区町村の文書収受印のあるもの、インターネット利用による申告の場合は受信通知を添付） ・源泉徴収票 ・給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合） ・年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書、年金受取口座の通帳（前年１月～12 月に振り込まれた年金額が確認できるもの） ・公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書、育児休業給付金支給決定通知書 ③ 具体的に資金使途の確認が出来る書類 《自動車関連資金》 見積書または注文書等 （借換えが含まれる場合、返済予定表、申込書、資金使途確認書類等） 《教育関連資金》 学校発行の振込用紙、パンフレット等　（金庫職員による聴取メモも可） （借換えが含まれる場合、返済予定表、申込書資金使途確認書類等） ※付帯費用のみの申込の場合は、就学確認書類（合格通知、在学証明書、学生証、納付金の領収書･領収印のある振込用紙等） 《住宅・リフォーム関連資金》 ・見積書または注文書、工事請負契約書等 （借換えが含まれる場合、返済予定表、返済用預金口座通帳等） （支払済資金の場合は、領収書、通帳等） ・対象となる建物の全部事項証明書（申込日時点で発行日から３ヵ月以内のもの） （インターネット登記情報提供サービス）から出力したものも取扱い可能です。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業支援部（9時～17時、電話：0120－872－315）にお申出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業支援部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03－3517－5825）にお申し出ください。またお客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも

	可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業支援部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。
その他	・実際にお借入いただく日の金利が適用となり、お申込時の金利と異なる場合があります。最新の金利については窓口でお問い合わせください。 ・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・金利情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合がございます。 ・毎月のご返済額等につきましては、本支店窓口で試算いたしますので、お気軽にお問合せください。 ・一部繰上返済・期日前完済・条件変更をされる場合はお手続き内容により、3,300円～5,500円（税込み）の手数料がかかります。 ・今回のお申込みによりご融資金額が700万円を超える場合、当金庫の会員となっていただく必要があります。その際、会員に加入するにあたり、別途出資金が必要となります。 《住宅・リフォーム関連資金》 【団体信用生命保険の付保】 ・本商品は住宅ローンの借換え資金も資金使途としておりますが、団体信用生命保険の付保を条件としていません。 【借地上の建物（定期借地上の建物含む）の取扱い】 ・対象物件が借地上の建物（定期借地上の建物含む）の場合でも、お取扱いは可能です。なお、融資期間は賃貸借契約の残存期間にかかわらず、上記融資期間のお取扱いが可能です。 【保留地上の建物の取扱い】 ・対象物件が保留地上の建物の場合でも、お取扱いは可能です。 【店舗併用住宅・賃貸併用住宅の取扱い】 ・対象物件が店舗併用住宅・賃貸併用住宅の場合でも、居宅部分にかかるものであれば、お取扱いは可能です。

以　上